

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

きっかけは訪問購入？ 犯罪まがいの深刻なトラブルにご注意を！

【事例】

「購入業者から買い取りの勧誘を受け承したが、業者が帰ったあと指輪がなくなっていた」「身に着けていた指輪を強引に要求された」などといった訪問購入による犯罪まがいの深刻なトラブルが発生しています。



【アドバイス】

- ▼突然訪問してきた購入業者は決して家に入れない
- ▼購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しない。訪問を承諾する場合は、1人では対応しない
- ▼トラブルになった場合は、警察や消費生活センターに相談する

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝8月7日④13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎ 28-9110）

※8月6日④15:30までに予約してください